

令和5年度 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日時 令和6年1月31日(水) 10:00~12:00

場所 本庁舎6階611会議室

出席者 審議会委員13名

大平 武司, 岡林 俊司, 澤村 徹, 高石 昌諭, 高橋 敦子, 高林 藍子, 谷本 恭子,
長澤 紀美子, 松下 睦, 松本 誠司, 山中 千枝子, 山光 康雄, 山本 倫世(敬称略)

事務局10名

市民協働部部长 中城 純一

市民協働部副部长 山脇 弘道

人権同和・男女共同参画課 課長 佐竹 真湖

課長補佐 藤村 浩二

人権同和啓発担当係長 森木 愛

主査 徳橋 亜似子

主事 藤本 真央

地域共生社会推進課 課長 島崎 由紀子

人権・子ども支援課 課長 岡本 政則

総務課 課長 刈谷 昇二

議事 高知市人権施策推進基本計画実施状況報告

差別事象報告

その他

議事 高知市人権施策推進基本計画実施状況報告

委員事務局から説明をお願いします。

事務局人権同和・男女共同参画課です。まず資料1をご覧ください。

本市では様々な課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、高知市人権施策計画推進基本計画を策定し、推進をしております。

まず、人権施策の基本的な方向をこのように3つ定めています。1は人権を尊重する市政運営(安全・安心な暮らしの確保)、2は人権教育・啓発の推進(人権を学び、暮らしに活かす)、3は相談支援体制の充実(一人一人の課題に寄り添う)としています。

続いて、計画で取組方針を定めた人権課題を提示してあります。新と記載している4項目が、本計画で新たに追加した4つの人権課題です。

そして計画の性格として、本計画は人権尊重のまちづくり条例7条の規定に基づく計画であり、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものとなっています。

計画期間は令和3年度からの5年間で、原則として5年ごとに見直しを行うこととしています。

続いて、推進体制として、高知市人権施策推進本部のもと各部局とも連携を強め、全庁的な体制により人権施策の推進をしております。

また、本計画の実効性を高めるため、国や県等の各行政機関、市民や事業者の皆様との連携を図り、高知市人権尊重のまちづくり審議会でご意見をいただきながら推進しております。

続いて資料2をご覧ください。計画に基づいて施策を具体的に進めるために、各課の横断的な取組で114の事業を行っています。

今回、令和4年度実施状況を報告するにあたって、114の事業を3つの人権施策の基本的な方向ごとに分類し、各方向の取組状況として取りまとめを行いました。

各方向の事業数は、1人権を尊重する市政運営が13事業、2人権教育・啓発の推進が41事業、3相談支援体制の充実が60事業となっており、右側に各事業の自課評価割合をまとめています。

資料2の2ページ以降は、人権施策の基本方向ごとにピックアップした主要な事業の実施状況及び成果を掲載しております。

そして資料3に114全ての事業の実施状況の成果について、各方向に分類して掲載しております。

本日は、人権施策の基本的な方向ごとに実施状況を事務局から報告いたします。その後、ご質問やご意見をいただくようにしたいと思います。本日お答えができなかったものについては、担当課に確認等しまして、改めて回答させていただきたいと思いますのでご了承ください。

では、資料2の2ページをご覧ください。基本的な方向、1人権を尊重する市政運営について、各事業の実施状況及び成果についてピックアップして説明いたします。

事業No.1地域共生社会の実現に向けた取組につきましては、誰一人取り残さない高知市型共生社会を目指し、本市をあげて全庁横断的に取り組んでいる事業です。

高知市が目指す地域共生社会の実現に向けた様々な取組を行っていることから、本日は担当課の地域共生社会推進課課長が出席しておりますので、後程詳しく報告させていただきます。

続いて、事業No.2 職場研修は、各職場で所属長が講師となり、全職員を対象とした人権研修を実施しております。受講者はトータルで2,750名です。

事業No.4 人権研修推進員研修は、各所属長が人権研修推進員となっており、その人権研修推進員を対象に研修を実施するもので、受講者は92名となっております。研修を受けた所属長がそれを活かして、各職員に研修するという形になっています。

そして、事業No.40 審議会等への女性の参画の拡大では、女性委員を含まない審議会が120会中13会、女性比率は30.7%と前年からマイナス0.4ポイントとなっております。マイナス0.4パーセントは、マイナス0.4ポイントの誤りでしたので、恐れ入りますが修正をお願いいたします。

それでは、地域共生社会推進課長から、事業No.1 地域共生社会の実現に向けた取組につきまして、令和4年度の実績を報告させていただきます。

誰一人取り残さない高知市型地域共生社会の基盤となるものが、地域での市民のつながりと協働であり、一人ひとりの人権が尊重される安全安心な暮らしです。また、住民同士のつながりをつくることによつてこそ、差別や偏見を克服できると考えています。人権尊重と福祉の充実を一体として、地域の住民活動と行政との協働を軸に推進している施策について、皆さんと共有したいと考え、仕組みも踏まえて、地域共生社会推進課長から実績を報告いたします。

事務局健康福祉部地域共生社会推進課です。配布しております別紙資料に基づきまして説明いたします。

まず、地域共生社会の実現に向けた取組が必要となっている背景についてです。

1ページの人口推計といった図はよく目にされるかと思いますが、日本の総人口はこれから急速に減少が進んで参ります。また、それに合わせて高齢化率が4割まで上昇していく形になっております。

次に2ページをご覧ください。こういった人口減少・少子高齢化に加えまして、上から5番目の項目を見ていただければと思いますが、平均世帯人口も減ってきており、核家族化や単身世帯の増加といったものも同時に進んでいる現状になっております。

また、項目 11 番の形式的なつき合いが望ましいとする人の割合も、平成の 30 年間で増えてきている状況になっておりまして、家族やご近所付き合いといった人間関係の希薄化も進んでいるといわれております。

こうした社会情勢の変化に伴い、3 ページのとおり様々な課題が日本全体で発生している現状になっております。全体の課題としましては、担い手が大幅に減少していく一方で、大幅に増えていく高齢者をどうやってこれから支えていくのかといった問題以外にも、公共交通等のサービスの担い手不足の問題や空き家・空き山といった問題も様々発生している現状です。

また、地域に目を向けますと、町内会活動等も担い手不足や人間関係等の希薄化といったことから、存続の危機を迎えている状況になっております。

さらに、個人や世帯につきましては、8050 問題・ヤングケアラーの問題といった、世帯全体を見て支援をしなければ解決が難しいような課題も増えてきております。

また、孤独・孤立・ひきこもりといった問題も増えており、これまでの属性や対象別に分かれた公的サービスだけでは対応が難しいといった現状になっております。

人間関係の希薄化により、電球の交換やごみ出しを頼める人がいないといった、ちょっとした生活課題を抱えている高齢者世帯も増えている現状になっております。

こうした社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえまして、日本全体で目指すべき社会を理念としてまとめたものが地域共生社会というものになり、行政や住民、企業等、多様な主体が参画し協働することで初めて実現化される理念となっております。

続きまして 4 ページは、国がそうした現状を踏まえて進めている重層的支援体制整備事業を表した図になっており、令和 3 年の改正社会福祉法で実施が進められている事業になっております。

左側Ⅰ相談支援では、多様化・複雑化する住民ニーズに対しまして、これまでの対象者別の相談支援機関への対応だけでなく、それぞれの相談支援機関が連携することによって、必要な支援に確実につなぐことを目的としております。

また、Ⅱ参加支援につきましては、こういった窓口で受けた相談を公的なサービスにつなぐだけではなく、個別のニーズに合わせた形で、地域での居場所・居住・就労といった社会参加を促すような支援につなげようというものになっております。

また、Ⅲ地域づくりに向けた支援につきましては、相談支援や参加支援といったものを進めていく中で、地域にこういった居場所や支え合いの場所がもっとあればいいのというような課題が見えてきますので、そういった課題を地域づくりに活かしていこうという考え方になっております。

こうした 3 つの支援の柱に加えまして、左上に新と書いておりますが、待っているだけの支援ではなく、支援につながりにくい方にアウトリーチによって支援をしていく、多機関協働ということで行政・福祉部門だけではなく、様々な機関が連携・協働することで、支援をつなげていこうという 5 つの柱に基づいて事業を進めていくといった内容になっております。

5 ページからは、高知市の具体的な取組内容です。

まず、ほおっちょけん相談窓口の設置ですけれども、これは日常の困りごとを相談できる窓口として、薬局や社会福祉法人に無償でご協力をいただいているものでして、右上のシールを各窓口に貼ってご協力をいただいております。これは元々薬局や社会福祉法人の方は、日頃から市民の方の困りごとの相談を受けていたということもあり、それを仕組み化したという形になっております。

現在、窓口が 105 か所まで広がっており、相談件数も、開設から令和 5 年 11 月までに 327 件と様々な相談をいただいております。相談内容に応じた必要な支援につないでいただいております。

6 ページは、庁内連携体制の強化で進めている内容になっております。

まず、市長をトップとして全部局長が集まり、複数部局に関わる課題の対応策を協議する高知市地域共生社会推進本部というものを設置しております。この本部には下位組織として、幹事会と3つの部会があり、課題や情報共有をしているところです。

また、市民の多様なニーズに対応できる職員を育成するために、福祉部門に限らず、様々な職員を対象に研修を行っております。『「担当じゃありません」は時代遅れです。』といったフレーズも使いながら、これからの時代に職員同士の横の連携は必要不可欠である、といった意識を共有しているところです。

7ページは複雑化・多様化した課題に対応するために、各相談支援部署の職員を包括的相談支援員に任命をいたしまして、職員からの相談に対する助言や複数部署に跨る課題のマネジメント、研修の企画・運営等にも連携して取り組んでいるところです。

8ページは、これまでの高知市の取組の全体像を図に表したものとなっております。

図左下に困りごとを抱えている地域住民の方がいらっしゃいますが、地域住民の方から上の行政相談窓口相談があった場合には、複数部署に跨る課題への対応策等を連携しながら支援につなげているところです。高知市では、相談窓口を福祉分野以外にも情報公開市民相談センター、消費生活センター、市民会館等との連携も図りながら進めています。

そして、現状の仕組みでは解決が難しいような課題が出てきた場合には、先ほど説明しました地域共生社会推進本部の仕組みを活用し、解決や新たな施策につなげるようにしているところです。また、地域のほおっちょけん相談窓口で受けた相談から行政につながるケースもあれば、高知市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを置いておりますので、コーディネーターの連携で、地域での様々な社会資源につなげたり、地域で新たな居場所や住民同士の支え合いで解決できないか、といったことを地域住民の皆さんとともに考えているところです。

人権が尊重されて初めてこうした地域共生社会の実現というものが可能になってくると考えておりますので、これからも引き続き様々な機関との連携や、住民との協働を進めて参りたいと考えております。

委員 ありがとうございます。欠席委員からのご意見を事務局から説明をお願いします。

事務局 欠席委員からのご意見・ご質問を紹介します。

「ほおっちょけん相談窓口の全市展開と基本方向の人権に関わる活動の拠点づくりに沿ったきめ細かな活動がとても評価できます。高知くらしつなげるネットは、基本方向の情報の収集・提供に叶っている取組で評価できます」というご意見をいただいています。

また、事業No.100 安心して働ける職場環境への整備への質問をくださっています。「ストレスチェックの結果、高ストレス者の経年変化のチェックはされているのでしょうか。最近人手不足・長時間労働が社会的課題となっていますので、内部での情報を把握・改善していきましょう」ということです。

人事課からは、「高ストレス者の経年変化につきましては、実施者である医師・保健師による健康管理担当により把握をしています。しかしながら、労働安全衛生法第66条10第2項の規定により本人の同意がないときは、ストレスチェックの結果の提供が制限されていることから、状況の改善を図る方法が限定されます。今後、高ストレス者本人に対する医師面接や結果通知の勧奨方法について見直しを検討していきたいと考えており、なお、長時間労働者に対しては別途、医師面接等を実施しています」という回答がありました。

委員 ありがとうございます。ご意見ないでしょうか。

委員改めて資料を見ると、大変高知市が人権課題について頑張っていることはわかりますが、特に職員研修、色々掲げてやっていますね。これは、非正規の臨時職員・会計年度任用職員等も含めて参加されているかどうか1点。

それと資料1の3番の相談支援体制の充実ですね。相談体制の充実と相談窓口の周知と、人権擁護委員協議会も高知市と連携して庁舎に相談を設けるとかですね。春野・鏡・土佐山、旧の合併前のところでもやっているということでありがたいと思っていますけれども、ただ、あまりにも相談者が少なく実際には流れている、だから周知の仕方を我々も当事者として検討していかなければならないですが。

人権課題を町内会連合会や地域内連携協議会、いわゆるまちづくりを中心にして、各地区の市民団体・ボランティア組織へ積極的にアプローチして、縦横両方から人権が尊重される社会をつくっていきましょうと。古いまちの商店街の活性化する、あるいは朝倉地区の文化をどう守るといった、地域づくりとかまちづくりという面にかなりウエイトがありますので、それに匹敵するような人権課題もまちづくりの大きな課題ですよ、ということを町内で連携して取り組むことによって、ここにうたっている人権基本計画の具体化ができるんじゃないかと。

受け手がいっぱいあると思いますので、連携をぜひ望みたいなと思っています。

委員事務局お願いします。

事務局ありがとうございました。

研修の件は、会計年度職員含む全職員に課内等で人権研修をしております。

ご意見もありがとうございました。また全庁的な方向で人権を軸にしたまちづくりに向けた取組をしていく必要があると改めて思いましたので、その方向に向けて取り組んでいきたいと思っています。

委員他に何かないでしょうか。

委員地域共生社会の実現に向けた取組について意見です。非常にいい取組で、自課評価 A という評価も正当なものだと思っています。

ただ、色々な方の支援をしていく中で、社会福祉協議会に支援者として相談することもあるんですが、アドバイスをいただいとおしまいということもあります。

支援者がいるということで、その人は1人ではないわけですが、もっとたくさんの支援者にアドバイスをいただきながら、伴走を一緒にしていただけるようなことがもっとあってもいいんじゃないかと感じることもあります。

人も足りなくて大変だと思うんですが、相談だけで終わるでいいのかどうか、そういった視点を取り入れるようよろしくお願いします。

事務局ありがとうございます。

確かに地域福祉コーディネーターも、様々な相談を受けながらそれを支援にどうやってつなげていっていいのか、まだ力量がこれからなところもあるかと思います。

社会福祉協議会ともお話いただきましたので、そういった部分の研修や、職員育成といったところも進めていながら確実な支援につなげられるように努めていきたいと思っています。

なにかありましたら地域共生社会推進課でも結構ですのでご相談いただければと思います。

委員 よろしいでしょうか。次の議題に入りたいと思います。

人権教育・啓発の推進について事務局からお願いします。

事務局 資料2の3ページをご覧ください。基本的な方向2人権教育・啓発の推進について、各事業の実施状況と成果を説明します。

まず、事業No.17 人権週間事業では、人権週間に併せて企業向け人権講演会を開催しました。演題が「サステナビリティの本質とビジネスと人権」で、講師はSDGパートナーズ(有)代表取締役CEOの田瀬和夫さんという方でした。

動画配信と、会場での動画視聴で開催しました。動画の視聴回数が700回、会場参加者は4名で、アンケートでは、人権等に係る企業の社会的責任に対する意識が深まったと回答した人が97.6%でした。アンケートでは、こういう話が聞きたかったという感想をたくさんいただきました。

事業No.28をご覧ください。部落差別をなくする運動強調旬間事業では、記念講演会と地域講演会を開催しました。

記念講演会では、全国水平社創立100周年にちなんで講演会を開催しました。

演題は「人の世に熱と光をー水平社創立の思想に学ぶー」で、水平社博物館長の駒井忠之さんに講演をしていただきました。参加者が204名で、アンケートでは、人権についての関心や理解が深まったと回答した割合が84.4%でした。この事業は、全国水平社創立100周年記念事業としても執り行いました。人権同和・男女共同参画課では当講演会、自由民権記念館では水平社創立・水平社宣言の歴史的な価値を市民の皆さんに知っていただくための企画展の開催、教育委員会では水平社創立にちなんだ授業と、全庁的に連携しながら、展開しました。

続いて4ページをご覧ください。事業No.94 性的指向・性自認についての啓発活動の推進です。ジェンダー平等・にじいろのまちパネル展をイオンモール高知で開催しました。

また、高知大学と県立大学の学生、NPO団体レインボー高知の皆さんと共同で、にじいろのまち ALLY フェスタをイオンモール高知で開催しました。イベントにはたくさんの親子連れが、クイズラリーやレインボーフラッグの工作、ジェンダー制服の展示、バルーンフォトスポット等に参加してくれました。そして啓発物品を450個配布しました。

また、ALLYを可視化していく取組では、にじいろのまち ALLY ミニフラッグを7事業者から申し込みがあり、配布しました。

委員 ありがとうございます。欠席委員からの意見をお願いします。

事務局 欠席委員からご意見をいただいています。

「研修や講師派遣等、前年よりも増加した取組が多く評価できます。一方、せっかくの講演・研修の成果を活かすべく、対面1回限りで終了するのではなく、オンラインでも開催後、一定期間視聴できる仕組みも必要かと思います。事情で会場に来られない方への配慮の観点からも検討していただけると幸いです。にじいろのまち関連の取組は、高知市の特徴的な取組ですので、今後も力を入れていただければと思います。」というご意見をいただきました。

委員 ありがとうございます。ご質問やご意見ないでしょうか。

委員 事業No.94 多様な性のあり方についての理解促進の取組、高知市の特徴である大変先進的な取組だと思っております。

それに関連してソーレでも、資料3の11ページ事業No.36 相談・支援体制の充実にあるように、生きづらさや働きづらさを感じている女性のための講座をしているということですが、この教育啓発で当センターでも、アウトリーチ型の発見する支援ということがとても弱いところだと思っております。

相談に来た方に支援することはできますが、実際に困難な状況にあるけれども、そのことに気が付いていない方について、支援につなげるということができていないのが実態で、そういったことを解決するためには、教育・啓発が一番重要なことだと思っております。機会をとらえての啓発が必要なことだと思っております。特に、ご本人が児童、養護児童の保護者、高齢者、障害者といった福祉の部門に関わっている方はどこかで地域に関わることもあるのでしようけれども、若年女性のような児童福祉の枠にはまっていないけれども、生きづらさがある方が、支援を求められることができる存在だということを知らせることができていないので、こういったご家庭への広報・啓発を今後ともぜひお願いしたいと思っております。

事務局 どうもありがとうございました。

大変重要なことだと思います。アウトリーチの大切さを改めて思いました。

当課が管轄する13の市民会館で隣保館事業をしております。その市民会館でアウトリーチを試みています。まだ実施数は少ないのですが、アウトリーチを柱の1つにして、取組を進める必要があると考えています。

委員 ありがとうございます。他にないでしょうか。

委員 この3つの大きな柱に基づいて施策を分類して説明していただいて、大変わかりやすいのですが、相談支援につながるには啓発が必要というか、やはり一体的に考えていくことが必要と思いました。

相談支援体制の充実に掲げられている項目についても、なお啓発を行っていくことが望ましいと思いました。

高知市の優れた取組としてご説明があった事業No.94 にじいろのまち ALLY フェスタについて、県立大学の学生も協力させていただき貴重な機会をいただきありがとうございました。

物品配布は455個ということですが、イオンモールの中でカウントしづらいと思うんですけど、大体参加者が500人弱ぐらいという理解でよいのかということと、市が作成したフラッグで、にじいろのまち宣言をいろいろな事業者で啓発していただき大変いい取組だと思うんですけど、7事業所は少ないと思っていて、啓発を続けていく計画がありましたら今後の展開を教えてくださいたいです。

事務局 参加者は、はっきり把握できておりませんが、物品は通りかかった方にも配りましたので、455人は少し多めです。

このSOGI推進の取組は続けていこうと思っております。令和5年度は高知市プライド月間キャンペーンと銘打ち、さまざまな事業を展開しました。

まず、市役所玄関の国旗と市旗の隣にレインボーの旗を立て、高知城については、県に後援いただき、レインボーに彩りました。

また、3つの書店とコラボし、SOGI・LGBTQに関する本のコーナーの設置と、オリジナルにじいろしおりの配布を行いました。

大橋通には、大小のフラッグを掲揚し、マスコミの取材も受けました。プライド月間の取組は続けていきたいと考えています。

また、令和5年度事業になります。県主催の啓発イベント「こころんフェスタ」に今回初めて参加させていただき、レインボー高知さんと一緒にブースを出展しました。缶バッチの製作等、子どもさんもたくさん来て盛況でした。これからも取組を続けていきます。

委員ありがとうございます。

本当に人権啓発を様々な機会が高知市が率先して啓発されていることに、大変心強く思っております。それに加えて、例えば、医療福祉機関或いは企業の連合に対しても、にじいろのまち ALLY のフラッグを、事業所で掲げてもらう働きかけであったり、いろいろな市内の団体或いは団体の協会等に対しても、ぜひ働きかけをお願いできたらと思っています。

事務局ありがとうございます。

レインボーフラッグは希望者からの申請があれば交付することになっているので、こちらから積極的に働きかける取組をしていきたいと思えます。

ありがとうございました。

委員性的指向・性自認の啓発活動の推進について、連合の公正採用 2023 年度の調査を見ると、全国的に企業で、性別欄の削除や性的マイノリティに対する理解は確かに増えてきています。

ただ、啓発活動をしているにも関わらず、10代から30代手前くらいまでの公正採用に関わるアンケートの中で、性的指向の確認があったというのが、1000人のうち8.9%。さらには、性自認に違和感がありますかと面接で聞かれるというのが7.6%と報告されています。

知るだけでは誤った意識・質問につながることもありますので、活動は継続してほしいと思えました。資料3の3ページ事業No.13 高知市人権教育研究協議会への支援で、市の人権教育研究協議会というのは、人権に関わる取組報告をするだけでなく、報告者・取り組んだ者自身の人権感覚を問いつけることによって、誰かのためではなく自分自身を磨いていくという取組が続けられ、学校教育にも受け継がれています。

高知市からも子ども会、識字学級生の報告がよく寄せられています。

高知市ではいろんな課が素晴らしい取組をされているので、子ども会・識字学級だけでなく、いろんな課が人権教育研究大会での報告に参加してはどうでしょうか。

他市町村との交流もありますし、職員自身の人権感覚を磨いていくことにつながると思います。

一気に難しいと思うので、例えば輪番で報告する形でもいいと思うので、計画してはいかがでしょうか。

県下の市町村からは、スポーツ・防災・認知症・戸籍・消防署のといった行政からの報告もあります。

他市町村との交流も含めて、素晴らしいいろんな取組をさらに深めていく人たちの人権意識を、もつとつと深めていくところにつなげていってもらいたいと思っていますので、ぜひ考えていただけたらと思います。

委員よろしくお願ひします。他にないでしょうか。

委員人権教育・啓発推進事業No.42 学校教育における、子どもの人権への正しい理解と対応力を高めるための人権研修に対する講師派遣等の支援に質問で、対象は誰でどのような研修をされているのか、簡単に説明いただきたいと思ひます。

事務局 ご質問ありがとうございます。人権・子ども支援課です。

資料3の3ページ事業No.10は、PTA・子どもも含まれておりますが、資料2事業No.42は、その中の「子ども」の人権課題となっています。

この事業の派遣実績は全部で63件ですが、85件分の予算を獲得しており、学校の申請に従って様々な人権課題に応じた講師を派遣しています。

63件の内訳を言いますと、同和問題20件、子どもという視点が6件、これは助産師からの生命誕生の勉強です。障害のある人が11件、外国人が4件、性的指向・性自認が2件となっています。

性的指向・性自認については、レインボースクールとして、高知市出身でトランスジェンダー当事者として活躍している大久保あきらさんを講師として招いており、その他災害と人権等、全63件の講師が学校に派遣されています。

コロナ等の影響もあり夜間に保護者を集めての、先生と保護者だけの研修会は参加者が少ないですから、総合的な学習の時間として子どもと一緒にすることが多いです。

3ページ事業No.12教育職員向けの研修は昨年度53件でした。校内研修に指導主事が行き研修を行うものですが、最近はいじめの内容が多くなっています。

学校教育では、授業・子ども同士のトラブル・喧嘩・給食中・休み時間・掃除、全てが人権教育の一環といなっています。

いじめなどの問題では子どもの訴えに寄り添う初期対応を間違ってしまうと、どんどん保護者との間にひびが入り、溝ができていく、そして保護者が困ってしまう。ですから、子どものことを困った子とか、親からの言葉を困った親というのではなくて、困っている子・困っている保護者という認識で話を聞いていかないと、結局その子どもたちのためにならないと。

今年度は、12月末で59件指導主事を学校に派遣しています。59件中24件がいじめ対応についてであり、学校から学びたいという意見が多く、同和問題は16件となっています。

今、学校では教員も世代交代しており、若い先生が非常に多く、県外出身の先生も増えています。県外・若い教職員がたくさんいる中で、人権意識を身に着けるための研修をしていこうということで、当課としても、子どもたちを受け持つための先生の基礎知識として、生徒指導対応についての研修をするよう学校に打診しております。

人権は人間性も関わってくると思うんですけども、子どもたちをどう見ていくか、どのように受けとめていくか、加えて、同和問題・性的指向・性自認等正しい知識や感性を身につけるための研修を行いたいと考えています。

委員 ありがとうございます。

子どもたちは学校で過ごす時間がとても多く、先生から受けることが多くあると思います。

先生が子どもを1人の人間としての尊厳を持ちながら、子どもと対等に過ごして欲しいと思います。

そうではない先生たちがいると耳にするので、学校の要請がなくても、全教師がもっと子どもの尊厳を守りながら、子どもと向き合う学校現場であって欲しいので、そういう研修も盛り込んで欲しいという願いです。

事務局 私も同じことを感じます。

様々な先生で学校は組織され4月にスタートし、その中で様々な児童・生徒がいるので、学校現場の中でトラブルがあつて当たり前だと思います。そこをどう受けとめて指導しているかは先生の適応になります。

最初から100%の先生もいないと思いますが、いろんな経験して先生になっていきます。

昔は寛容な時代があったと思いますが、現代は先生に多くを求める傾向がありますので、学校でのOJTや変わってはならない思い・意識を引継いで世代交代していく必要があると思います。

研修で全ての先生にいろんなことを伝え受けとめてもらい、学校でOJTしながら、先輩教員から学びながら、子どもと毎日を営みながら、力をつけてもらい人権意識を持ってもらいたいという同じような思いでいます。

ありがとうございました。

委員ありがとうございました。他にないですか。

委員この会が高知市のまちをつくっていく、人権が大切にされた雰囲気をおこのまちに見出す、そういう思いがあつて取り組まれているだろうな、という中でやはり子どもたちも非常にしんどいです。

学校の先生も余裕がないのは、働き方改革を訴えていますけど、授業が多すぎたり、書類の作成がありすぎて子どもに向き合えないという中で、病休者が過去最高 6,000 人を超えていく現状です。

保護者にしても高知市はひとり親が多く、経済的な苦しさがあり、家の中で出せないしんどさが学校で出てきていると想像するところです。

若い先生はトラブルを未然に防ぐことや、トラブルに対するノウハウを知りたい。そうなってくると、一番大事な高知市の人権尊重された街の雰囲気、この目には見えないぼやとした人権というものを、大事にしながら対応するというよりも、こういう問題が起きたときはこうすればいい、こういうときはこうすればいい、そこになかなか心がこもらないといえますか。

スキルだけで対応すると、保護者との摩擦や先生の研鑽を積んでいく中で大事な部分が残らないのではないかと。という部分で人権を学び暮らしに活かす、まちづくり条例にもありますけど、大事な部分も見落とさない取組をしながら、点検、我々市民も確認をしていく必要があると感じたところです。

委員次の課題、よろしくをお願いします。

事務局資料2の5ページをご覧ください。基本的な方向3相談支援体制の充実につきまして、各事業の実施状況を説明します。

まず、事業No.26をご覧ください。様々な人権問題についての相談に応じ、関係機関と連携し必要な支援を行うこと、ホームページ等でいろんな悩みに応じた相談先を周知しています。令和4年度の相談件数は29件で、内訳がDV関係11件、同和問題4件、感染症患者等2件などとなっています。

事業No.35DVの相談体制の充実ですが、関係機関との連携による相談支援を実施しています。庁内におけるDV等被害者支援ネットワーク会議における連携会議の開催、また、同日に高知県女性相談支援センターによる研修を実施しました。

続いて6ページ事業No.58 成年後見制度利用支援事業では、認知症等の状況にあり、財産管理等に伴う援助が必要な高齢者に対して、成年後見制度の利用を支援しています。令和4年度は中核機関として、高知市社会福祉協議会に委託し、制度の普及啓発に取り組み、初期相談件数は469件となっています。

最後に、事業No.111 避難行動要支援者対策事業ですけれども、この避難行動要支援者名簿の作成や支援を行い、地域における個別避難計画とマイプラン方式導入による個別避難計画を合わせて4,257件の作成・更新をいたしました。

委員ありがとうございました。ご質問ご意見ないでしょうか。

委員避難行動要支援者対策について、真に避難支援が必要なものとあるが、登録の方法が変わったのでしょうか。

事務局年齢要件がありましたが、昔と今の高齢者の方では健康状態が非常に違うということで、その要件を外し、実態に応じた対象者に絞ったという変更になっています。

委員よろしいでしょうか。お願いします。

委員県外の事例ですが、都会では外国人労働者がたくさん入っている。

労働組合の観点から働く職場での部分、学校教員としては子どもと関わるということがありますが、そこで見落とされているのはお母さんです。

外国にルーツがあり日本に渡ってきて、お父さんは先に日本に来て、仕事場で何となく日本語を覚えながら働く。その1年後、お母さんと子どもが日本に来たら、子どもは学校で日本語の勉強をしながらコミュニケーションをつくって社会にとけ込んでいく。お母さんだけが家で取り残されて言葉が通じない。

英語の国であればいいけれども、英語が第2外国語であるとか、自分の思いが100%英語では伝えにくく、家で取り残されている。

道に迷って、自分の家がわからなくて交番に駆け込んでいく。そんな事例もあるそうで、今後、リスクヘッジではないですけど、高知市の外国人のこのようなところが見落とされないよう、他市では、市が通訳を雇い、通訳と一緒に家庭訪問をしてお母さんの支援をするということもあるようですので、今後、高知市の状況を含め考えていく必要があると思います。

事務局高知市もだんだん職業訓練等で、外国人の方が外国人登録をされて就労されるという人数が増えてきています。

その中で外国人の人権というテーマだけではなくて、そういった方だけのコミュニティとそういった方がお住まいの地域のコミュニティに、外国から来られた方を取り込んでいくという方策を別施策で検討しております。

そういった中で、言葉の問題をクリアするために、通訳をお願いするといったことも含めて、生活面全般をコミュニティの中で支える仕組みをつくっていこうという取組は、だんだんスタートしている状況でございますので、その中で連携施策として取り組めるものがあれば、皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。

委員よろしいでしょうか。他にないでしょうか。はい、お願いします。

委員成年後見制度の利用に関して、資料2の1ページ事業No.58 高齢者の成年後見制度の利用を支援する事業の記載があり、資料3の21ページ事業No.82 判断能力が不十分な知的障害者に対する支援の事業の記載もあるんですが、見落としていたら教えていただきたいんですが、精神障害者や統合失調症等で成年後見制度利用が必要な方が少数でもいらっしゃるんですが、そういった方への支援が弱いと感じています。

健康増進課が担当課と思うんですが、ご本人が申し立てると市の費用の助成が出ない、補佐相当で本人が申立すると費用助成が出ないけれども、精神障害によって生活保護を受給しており費用も出せない方もいらっしゃるようで、知的障害の方は柔軟に対応していただけたりしているんですが、高知市にお住まいの精神障害者にとって、成年後見制度利用しにくいんじゃないかと感じているところがあるので、支援を充実していただきたいです。

事務局ありがとうございます。

制度の隙間になっている可能性がありますので、障がい福祉課の事業の現状を確認しつつ健康増進課と実状を共有し、確認させていただければと思います。

委員よろしいでしょうか。お願いします。

委員資料2の5ページ事業No.53 児童虐待予防推進事業について、情報提供させていただきたいのが、児童家庭支援センター協議会を中心に、県・県社協とも協力しながら、子どもの虐待を未然に防ごうという高知オレンジリボンキャンペーンを毎年やっているんですが、これに高知市さんもすごく協力をしてくださり、積極的に一緒に活動してくださる体制でやってくださっていますので、皆さんに言っていただければと思います。

委員関連している意見とか他にご意見ないでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局欠席委員からは、全体に関する事ということで意見をいただいています。

「コロナ禍の市の取組や市民の影響等はいかがだったでしょうか。社会的には女性不況という表現等社会的弱者に大きな影響が生じていることが伝えられています。何かお気づきの点がありましたら、ご紹介いただければと思います。能登半島地震で、人権上重大な問題が発生していますが、それを踏まえ、防災面での取組も人権問題として注視していく必要があると感じています。」というご意見をいただいています。

コロナ禍の市の取組や市民の影響というところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に様々な影響を及ぼしました。特に女性の影響が大きく、DV等の増加・深刻化・雇用への影響等、様々な問題が顕在化したと思います。

本市においても、生活や就労等に様々な困難を抱える女性を対象にした1つの取組として、生理用品の配布を通じ、困りごとの解決に向けて各相談窓口等を紹介する取組を実施したところです。令和4年度は、市内23か所で合計549パックを配布し、現在も小規模にはなりますけれども、取組を継続しているところです。

基本的な方向3相談支援体制の充実にもご意見をいただいています。「事業No.37 ひとり親家庭等の相談及び就業支援・自立のように、LINEを活用した取組は、アクセスをしやすくとても評価できます。様々なアクセス手段を講じていただけることを今後も期待しています。」というご意見をいただきました。

委員ありがとうございました。他にないでしょうか。

委員資料2事業No.26、例年報告があると思いますが、高知市の人権相談窓口で受けた件数が29件ということで、DVの件数が非常に多いということは気になることです。

ここで受けた相談について、個人情報等もあるので、詳細はお伝えできないことがあるかと思うんですが、実際に相談を受けただけじゃなくて次のステップとして支援につながった提起をしているのかどうか、DV 関係は離れられないことが特徴だと思いますので、支援につながった事例があるか教えていただきたいと思っています。

ひとり親家庭就労支援センターは委託運営されているので、LINE相談・24 時間相談ができていますかと思いますが、行政でやるには難しいと思うんですけど、行政の相談窓口でSNSでの発信やLINE相談を検討する予定があるのかについても教えていただきたいです。

事務局 SNSで発信はしているんですけども、SNSで相談を受けるという体制はできていないので人員体制等の問題もあるんですけども、検討していかなければいけないとは思っています。実際に支援につながったケースもあります。

市役所でできることは限られているのかもしれませんが、例えば住民票等へのDV防止支援措置として、加害者が取りに来たり、見に来たりしても、それをストップするという制度でお役に立ったことがあります。

また、相談をして話を聞くことで落ち着くこともあります。暴力を受ける等緊急性を伴う事態は早急な対応が必要ですが、警察や法テラスを紹介をし、法律相談につなげたこともあります。離婚を考えているという相談を受け、中央窓口センターと連携をとって、戸籍の相談に応じたこともあります。

市役所の方でできることは、書類的・制度的な手続きになってきますが、市役所から女性相談支援センターさんにつないだこともあり、このように連携をとりながらやっているところです。

委員 ありがとうございました。

人権同和・男女共同参画課と女性相談支援センターが非常に緊密な顔の見える関係でもあって、緊密な関係が日ごろから取れていることが、連携につながったということで本当に感謝申し上げたいと思います。まずは聞いてくれる人がいるってことが大事だと思うんですけど、その場ですぐに支援につながらなくてもつながり続ける、ここに電話したらもし本当に困ったときに助けになってもらえる人がいる、という安心感を与えることも、相談窓口の1つの重要な役割であると思いますので、ほおちよけんの方針とも重なりますけれども、継続して相談ができる体制をつくっていただきたいと思います。

委員 ありがとうございました。次の議題に入ってよろしいでしょうか。差別事象報告をお願いします。

事務局 令和4年度差別事象報告をご覧ください。令和4年に市役所内におきまして、市民から賤称語の差別発言が1件ありました。

当時、その場で対応に当たっていた職員から、発言について差別発言に当たる旨の説明と啓発を直接行い、市民からの理解を得られました。職員がじっくり話を傾聴し、本人から心からの謝罪があり解決になりました。相手の思いを傾聴することの重要性を改めて認識しました。

続いて、インターネットのモニタリングの状況について報告をいたします。

当課では、1週間あたり 30 分程度職員がインターネットのモニタリングを実施し、インターネットモニタリング要領の削除依頼を基準に該当する事案について、サイト管理者等への削除依頼を行っています。今後も引き続き、削除依頼基準に該当するものについては、関係機関・県・法務局と連携を図りながら、削除依頼を順次行っていきたいと考えております。

委員 差別発言において賤称語が使われた場合には、具体的な内容を言っていただきたい。

また、学校では差別事象はなかったということですが、いじめの問題はたくさんあると思うんですね。

いじめが不登校になり或いは深刻な事態に追い込んでいくことがあります。

いじめの取りまとめは教育委員会かもしれませんが、人権課題全体の中で、市長部局とか教育委員会部局といった行政のたてりもあります。全般的に情報共有して問題解決に向けていじめについても今後報告していただきたいと思います。

事務局 いじめについては積極的に教員が関わって、疑いがある段階から関与していくというのがあり、何千単位となりますので、報告については検討させていただきます。

委員 サイト管理者への依頼で削除された事例もあるので、ぜひ県市法務局一緒になって実施していただきたい。差別事象って少ないみたいになっていますが、ネット、特に部落差別に関わる書き込みはまた頻繁に出てき始めています。

若者・子どもが部落問題をきちんと知らないというのがあって、言葉聞いたときにどこで調べるかっていうと、ネットで調べる。ネットで調べると、ネットに書いていることは全部正しいというような感覚が子ども・若者たちを中心に多いので、それを鵜呑みにした影響が出てくるんじゃないかと懸念をしています。

今政府が巨大IT企業に対するその規制法をつくっており、いろんなネット上の差別事象、特にSNSが出るので、ぜひ検討していただいて削除する方向に行ってもらったらいいなと思います。

それから、いろんな部署の人権教育っていうのを、取組そのものが人権がメインになって出てくるので、ぜひ学校だけでなく、その地域社会でコミュニティがなくなってるのでなかなかやりにくいかもしれないけども、継続して人が大事にされるような取組をやっているってほしいなと思います。言葉を変えて出てきますので、継続して力入れて、取組も大事だけど予防もやって欲しいなと。

他に何かないでしょうか。

委員 最近の進んでいる言葉で、共生社会というので、この会も進んでいると思うんですけども、精神科の最新の状況では、共生というのは、共生社会に入っている人たちが、入っていない人を受け入れてあげるから一緒にになりましょうという考え方を指摘されています。

それはおかしいと。もともとみんな一緒に生きてきたのに、その人らしく生きてきたのに、今この場面になって、共生、共生、一緒に入れてあげますよ、というのが起こっています。

委員 ありがとうございます。他にないでしょうか。なければ事務局から。

事務局 今後のスケジュールについてお知らせをしておきたいと思います。

令和6年度は、人権尊重のまちづくり審議会につきまして、1回目を6月、2回目を10月ごろに開催したいと考えております。

委員 短い時間でしたが、熱心なご意見が聞けました。コミュニティがコロナ禍でなくなりながらも、やっ和外に出る市民が多くなり始めて、観光地はいっぱいですけども、生活の中でコミュニケーション取れない状態っていうのがまだ続いています。

コミュニケーションを取れないとどうなるかっていうとさっきみたいにネットにはまり込んだりして、どんどん悪循環になるんじゃないかなと。今日審議した内容で感じたことたくさんあったと思います。

私たちも地元に戻って人が幸せに人権っていうものはねと言いながら、届けていくことがいっぱいあったらいいなと思っています。
今日はどうもありがとうございました。